

医学部倫理審査に係る緊急の場合の取扱い内規

1. この内規は、医学部倫理委員会規程および医学部倫理委員会規程第8条の各専門委員会の規程に規定されている「緊急の場合」の取扱いについて定める。
2. 緊急の場合とは次の場合をいう。
 - 1) 被験者の生命に関わる申請等で緊急の審査を要すると委員長が判断する場合
 - 2) 文部科学省等の倫理関係指針に基づく迅速審査の要望があった場合
3. 緊急の場合の取扱いは次のとおりとする。
 - 1) 各委員が書類審査を行い、審議判定書（別紙様式1）により判定結果を委員長宛に報告する。
 - 2) 特に問題がないと委員長が判断する場合は、各委員の判定結果内容を総合的に勘案して判定し、判定結果を各委員に報告する。
 - 3) 各委員の判定結果により委員会開催が必要であると委員長が判断する場合若しくは委員から委員会開催の要請がある場合は、臨時に委員会を開催して審査を行う。
 - 4) 上記3)の場合で委員会に出席できない委員については、各委員の審議判定書をもって委任状とし、事後判定結果を報告する。

附 則

この内規は、平成14年12月11日から施行する。